

J R東海労申第33号
2020年4月16日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

新型コロナウイルス感染の危険にさらされながら業務を遂行している
社員に対する手当の要求について

新型コロナウイルスの感染は収束する気配がない。そして、感染経路特定できない感染者が増大しているとの認識である。4月7日に出された政府からの「緊急事態宣言」を受け、不要不急の外出を控えることが要請され、また、「3密」の防止、可能な限りの在宅勤務やテレワークへの勤務体制の変更が要請されている。会社においても在宅勤務が行われ始めたと認識している。しかし、鉄道業の特殊性からして、在宅勤務が不可能な社員が多く存在する。これらの社員は、目に見えないウイルスの感染の危険におびえ、緊張しながら業務を遂行している。従ってこのような特殊事情の中で業務を遂行している社員に対して、下記の通り手当の支給を要求するので、団体交渉に応じること。

記

1. 在宅勤務あるいはテレワークが不可能な業務に携わる社員に対して「危険手当」を支給すること。
2. 「危険手当」として1労働日につき、5,000円を支給すること。

以 上